

## 第2章 分野別の整備方針

### 2-1 土地利用

#### (1) 基本的な考え方

豊かな自然環境, 社会環境, 歴史的風土を保全しながら, 健全で秩序ある土地利用を図り, 将来の人口減少・超高齢社会に対応した都市づくり, 安全・安心な都市づくり, 地域資源の活用や景観に配慮した魅力的な都市づくり等を推進するため, 将来都市構造を踏まえた主要用途の配置方針を定めます。

将来都市構造における都市形成エリアについては, 都市的土地利用として, 土地の高度利用や低未利用地の有効活用を推進することにより, 計画的で良好な市街地の形成を図ります。

また, 工業, 住宅等用途の適正化を図りながら, 地域の実情を踏まえた住宅・商業等の複合的な土地利用を推進することにより, 暮らしやすい生活環境やにぎわいのある魅力的な市街地づくりを図ります。

田園環境保全エリア及び丘陵部のエリア, 山間部のエリアについては, 自然的土地利用として, 森林や優良農地の保全, 農林業の振興を図ることを基本とした土地利用を図ります。

また, 豊かな自然を残した農山村の景観と定住のための住宅地の維持・形成を図るとともに, 自然環境と調和した産業の導入など, 地域の実情に応じた土地の有効利用を図ります。

地域拠点等における地域活性化等を目指した土地利用については, 持続可能な将来都市像の実現に向けて, 市全体を見渡しその合理性等を整理した上で, 地区計画の活用等を通じ整合性の取れた土地利用を推進します。

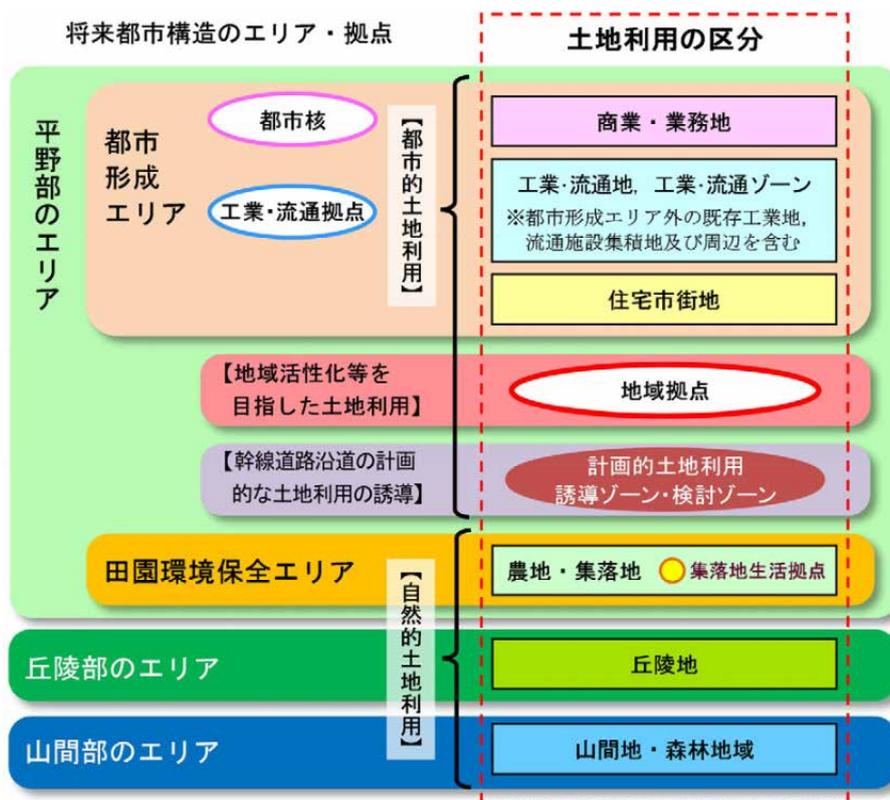
また, 土地利用区分に応じた土地利用への誘導を促進するため, 都市計画法をはじめとする関連法令や岡山県土保全条例, 総社市開発行為取扱要綱等の適切な運用を図ります。

#### (2) 土地利用の区分

本市における土地利用として, 将来都市構造のエリア・拠点等を踏まえながら, より具体的な土地利用の区分を設定します。

なお, 学術・文化・交流活動の促進や地域商業の発展及び地域住民の利便性の向上などを図るための機能を誘導する区域を, 将来都市構造に即して“地域拠点”として設定します。

また, 幹線道路沿道の無秩序な土地利用が見込まれる区域については, 集約型都市構造を十分に勘案し, 都市核の縁辺への無秩序な市街地の拡大を抑制することを念頭に, 計画的な土地利用を誘導すべき区域として, 計画的土地利用誘導ゾーン及び検討ゾーンを設定します。



【土地利用の区分】

### (3) 区分別の方針

#### ① 商業・業務地

- ・ JR総社駅東側の総社駅前線沿道周辺や泉団地の商業系用途地域は、全市及び地域の中心となる商業・業務地として位置付け、商業・業務機能の集積を図るとともに、行政、文化、福祉など高次都市機能の充実を図ります。
- ・ 総社宮の門前町、松山街道筋等の落ち着いたきのある商店街通りの街並みを維持するとともに、都市核としてにぎわいのある市街地中心部の形成に努めます。

#### ②-1 工業・流通地

- ・ 真壁、井尻野等の既存の工業地は、工業・流通地と位置付け、周辺環境との調和に配慮しつつ、産業の高度化や工業地としての機能の強化に努めます。

#### ②-2 工業・流通ゾーン

- ・ 既存の工業地周辺の工業適地として開発が見込まれる地域等は、将来都市構造において工業・流通拠点を形成する区域とし、工業・流通ゾーンと位置付けます。
- ・ 久代、富原、赤浜等の既存の工業地周辺の工業適地として開発が見込まれる地域は、周辺環境との調和に配慮しつつ、既存の工業地と一体となった産業の高度化や工業地としての機能の強化に努めます。

- ・ 岡山総社インターチェンジに隣接する既存流通施設等の周辺は、交通結節点という立地条件の良さから、多様な物流機能を担う流通産業や先端的産業の集積、地域産業の活性化につながる産業支援施設の立地を誘導します。

### ②-3 工業・流通ゾーン（検討区域）

- ・ 一般県道総社足守線沿道の工業適地は工業・流通ゾーン（検討区域）と位置付け、地域社会との調和や環境保全等に配慮した工業・流通施設の配置を検討します。

### ③ 住宅市街地

- ・ 商業・業務地の周辺及び清音地区、山手地区、泉団地等の住居系用途地域は住宅市街地と位置づけ、利便性、安全性に配慮した、暮らしやすい居住地の形成を進めます。
- ・ 土地区画整理事業や低未利用地の活用を促進し、住宅地の確保に努めるとともに、地区計画等の活用による良好な居住環境の整備を図ります。
- ・ 泉団地等の計画的に開発された戸建住宅地や都市基盤の整った中低層住宅地、及びその形成を図るべき地区については、良好な住宅地としての環境の保全・創出を図ります。
- ・ 住宅市街地の空き家や低未利用地については有効活用を図り、適切な情報提供により住み替えを誘導するなど、良好な住環境の形成を促進します。
- ・ 市内で働く人が職場である商業・業務地の周辺に居住し、ゆとりのある生活が送れる職住近接のまちづくりを促進します。
- ・ 住宅市街地内の農地については、住宅地確保のため宅地化を推進するとともに、都市農業の有する都市における防災や良好な景観形成並びに環境保全等の機能についても十分に検討していきます。
- ・ 幹線道路の沿道等においては、住宅と商業の複合的な土地利用を図り、利便性の高い住宅市街地を形成します。
- ・ （都）門田小寺線沿道は、国道 180 号総社バイパスの整備による交通アクセスの改善に伴い、生活利便施設等の立地増加が予見されることから、周辺環境との調和に配慮した土地利用の誘導について検討します。

### ④ 地域拠点

- ・ JR 清音駅周辺地域、JR 服部駅・岡山県立大学周辺地域、JR 美袋駅周辺地域は、都市核と各地が連携する多極ネットワークの結節点として、地域の生活の中心となる都市機能の集積や公共交通サービス等の充実による交通利便性の向上を図ります。

#### ア. JR 清音駅周辺地域

JR 清音駅周辺地域は、JR 伯備線と井原鉄道井原線との分岐点にあたり、市域南部の住宅地や産業施設等が近接しています。また、伯備線の西側には住宅地が広がり、東側には清音出張所や小学校など公共施設が建ち並んでおり、潜在的ポテンシャルが高い地域であるといえます。

### イ. JR服部駅・岡山県立大学周辺地域

JR服部駅・岡山県立大学周辺地域は、岡山総社インターチェンジに近接するという広域交通や国道180号線と国道180号総社バイパスの分岐点という交通利便性の良さ、JR吉備線のLRT化構想などにより人口の増加が見られる地域であります。また、岡山県立大学の立地により、多様な人々の交流や活動が期待される地域であるといえます。

この高いポテンシャルを活かし、当地域を本市東部の玄関口として、都市機能の集積・増進を図るとともに、大学との融合による産官学連携を推進し、にぎわいと学術文化の香りを兼ね備えた地域の形成を図ります。

### ウ. JR美袋駅周辺地域

JR美袋駅周辺地域は、都市計画区域外にあり、本市北西部の中で最も大きな山間集落地を形成しています。当地域の既存の機能を活かし、利便性や住環境の向上に努めることで本市北部の玄関口として、水と緑に囲まれ環境と共生したうるおいのある地域の形成を図ります。

#### ⑤-1 幹線道路沿道計画的土地利用誘導ゾーン

- 市街化区域の東部に隣接する国道429号沿道及び（都）東総社中原線沿道は、無秩序な立地を抑制する区域として、計画的土地利用誘導ゾーンと位置付け、まちなかの人口密度の状況や商業・業務施設等の立地動向を見極めながら、地域振興への寄与や周辺環境との調和に配慮しつつ、秩序ある土地利用の誘導を行います。

#### ⑤-2 幹線道路沿道計画的土地利用検討ゾーン

- 国道180号総社バイパス沿道については、整備の進捗により無秩序な立地が見込まれることから、計画的土地利用誘導ゾーンの考え方を前提としつつ、今後の通行量や沿道の立地状況を十分に見極めながら、適正な土地利用について検討していく区域として、計画的土地利用検討ゾーンと位置付けます。

#### ⑥ 農地・集落地

- 高梁川、新本川流域等に広がる農地については、開発を防止し、「農業振興地域整備計画」との整合を図りながら、農業基盤の整備等による農業の振興と優良農地の保全を図ります。また、既存の集落地においては、田園環境と調和した快適で安全な生活環境の維持・形成を図ります。
- 地域の特性や生活圏に応じた拠点的功能を有する地域として、JR豪渓駅周辺など一部の生活利便施設等の集積が見られる地域の徒歩圏内に、行政窓口や商店、診療所等の日常生活に必要な機能を誘導し、拠点機能を高めることで、集落地の生活を支える「集落地生活拠点」の形成を目指します。

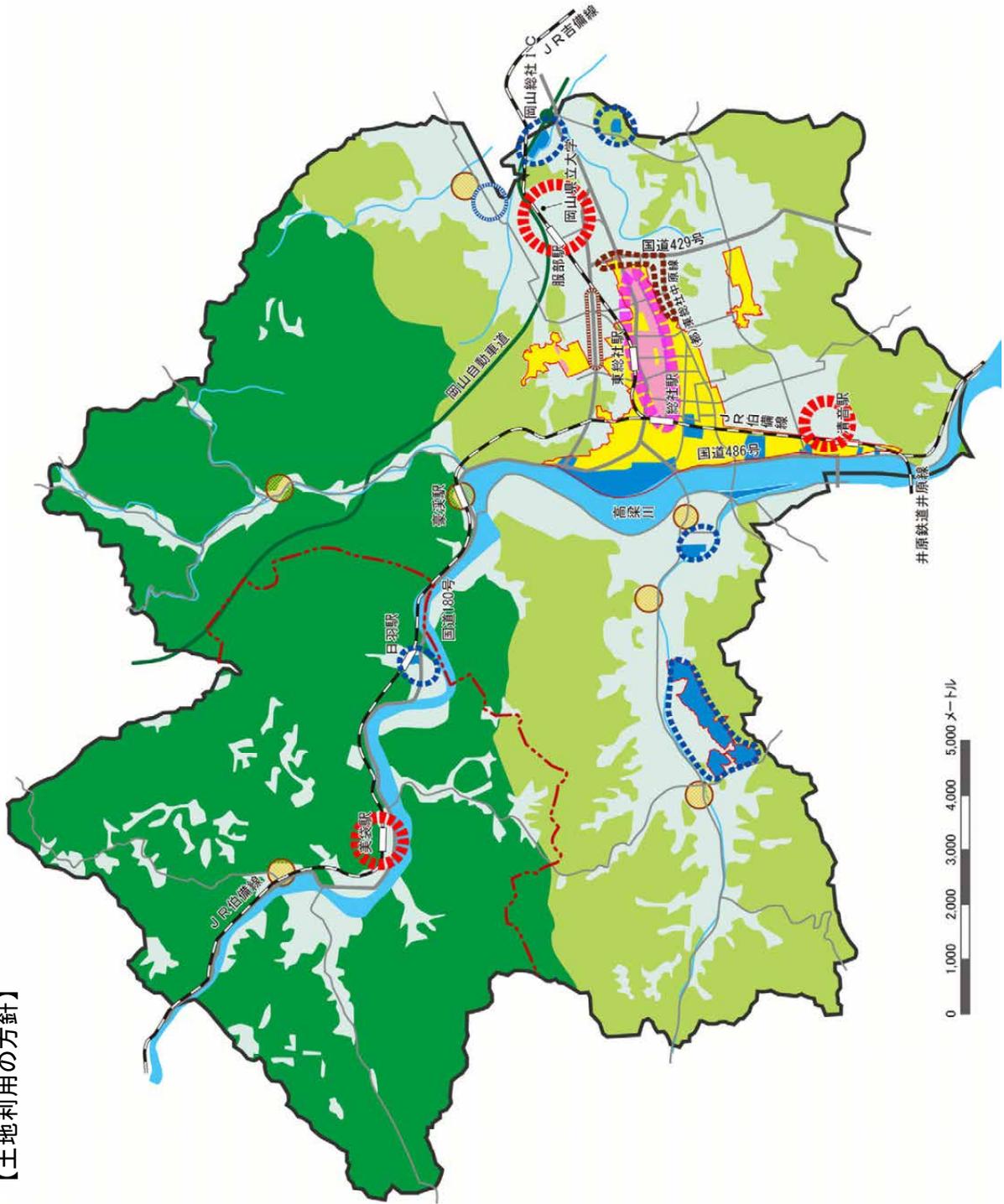
⑦ 丘陵地

- ・ 住宅市街地周辺の里山は，市街地に近接する貴重な緑地空間として積極的に保全するとともに，市民のコミュニケーションの場，憩いの場として活用を図っていきます。
- ・ 農地・集落地周辺の丘陵地について，平野部に広がる田園景観の背景となる里山環境の保全を図っていきます。
- ・ 歴史文化に彩られた丘陵地の特色ある緑と景観，歴史的文化的遺産を保全し，観光・レクリエーションの場として活用を図ります。

⑧ 山間地・森林地域

- ・ 山間地・森林地域においては，森林整備や荒廃山林の復旧等により生産機能の他，水源かん養，大気の浄化等多くの公益的な機能を持つ森林の保全を図るとともに，自然環境と調和した文化・教育活動，レクリエーションの場として総合的な利用を促進します。

【土地利用の方針】



区分	凡例	項目
[Black outline]	[Black outline]	総社市行政界
[Red dashed line]	[Red dashed line]	都市計画区域界
[Red solid line]	[Red solid line]	市街化区域
[Pink solid line]	[Pink solid line]	都市核
[Blue solid line]	[Blue solid line]	商業・業務地
[Blue dashed line]	[Blue dashed line]	工業・流通地
[Blue solid line]	[Blue solid line]	工業・流通ゾーン
[Yellow solid line]	[Yellow solid line]	工業・流通ゾーン(後討区域)
[Yellow solid line]	[Yellow solid line]	住宅市街地
[Red dashed circle]	[Red dashed circle]	地域拠点
[Red solid circle]	[Red solid circle]	幹線道路沿道 計画的土地利用誘導ゾーン
[Red solid circle]	[Red solid circle]	" 計画的土地利用核ゾーン
[Green solid line]	[Green solid line]	農地・集落地
[Light green solid line]	[Light green solid line]	丘陵地
[Dark green solid line]	[Dark green solid line]	山間地・森林地域
[Yellow circle]	[Yellow circle]	集落地生活拠点
[Green dashed line]	[Green dashed line]	高速自動車道
[Black dashed line]	[Black dashed line]	主要道路
[Black solid line]	[Black solid line]	鉄道
[Blue solid line]	[Blue solid line]	河川

## 2-2 市街地・住環境整備

### ◇ 基本的な考え方 ◇

市街地における都市機能の更新，まちなか居住の推進及び住環境の改善を図るとともに，市街地周辺部等においては無秩序な市街化を抑制し，計画的な市街地の形成を図ります。

また，民間活力の導入等により良好な住宅・宅地の供給の促進を図ります。

### ① 市街地の整備

- ・ JR総社駅から東へ向けての市街地中心部については，土地の高度利用や都市計画道路の整備を計画的に進め，都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の検討等によって，商業，業務，医療，福祉，文化等多様な都市機能が適正に集積し，都市核にふさわしい景観とにぎわいのある魅力的な都市空間の創出に努め，快適で利便性の高いまちなか居住を推進します。
- ・ JR総社駅南地区については，都市再生整備計画に基づき，公園，道路等の公共施設の整備を図り，快適で災害に強い市街地環境の整備を推進します。
- ・ 商店街通りについては，歴史的文化的遺産や落ち着いた環境を活かし，商店と住宅が調和したうまいのあるまちづくりに努めます。
- ・ 道路が狭小で防災上の課題を持つ地区については，老朽建築物の建て替え・不燃化，オープンスペースの確保など地区の実情に応じた施策を検討し，住環境の改善と防災性の向上に向け，長期的な再整備を検討します。
- ・ 既存の住宅地など住環境の質の向上や改善が必要な地区については，良好な住環境の形成を図るため，地区計画や建築協定等の制度を活用します。
- ・ まちなか居住の推進及び市民の安全・安心な生活の確保の観点から，空き家や跡地を地域の資産と捉え行政・市民・事業者等の多様な主体との協働のもと，総合的な空き家対策に取り組んでいきます。

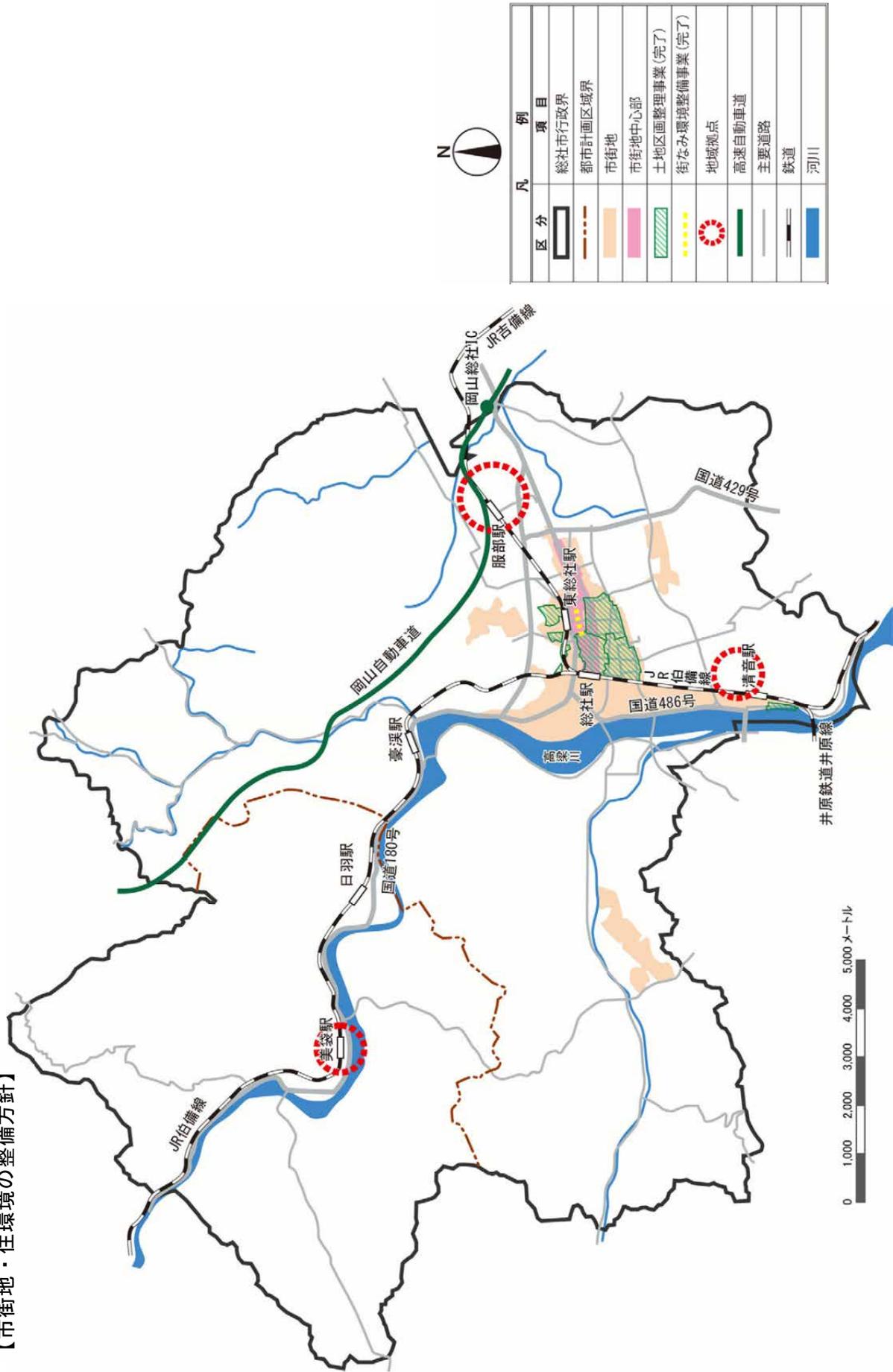
### ② 計画的な市街化

- ・ 市街地周辺部及び主要な幹線道路沿道において，宅地化の進行が予想される区域については，無秩序な市街化による不良な街区の形成を防止するため，土地区画整理事業等の面的整備事業の導入や地区計画の活用等に努め，道路，下水道，公園等都市基盤の整った良好な居住環境の整備を進めます。
- ・ 住宅地の形成や商業施設の配置，工場等の企業誘致にあたっては，農林業との調整等土地利用計画との整合を図るとともに，地区計画の活用等により周辺の地域環境と調和のもと，市街地環境の向上を図ります。
- ・ JR服部駅，岡山県立大学周辺地区などの地域拠点においては，地域の生活の中心として，都市機能の集積・増進に努めます。その際は地区計画の活用等を検討しつつ，地域住民との協働により，地域の実情を踏まえたものとなるよう努めます。

③ 良好な住宅・宅地の供給

- ・ 民間活力の活用による良好な住宅地の開発を促すとともに、地域の実情に応じて土地区画整理事業等による面的整備を実施し、良好な住宅・宅地の供給を促進します。
- ・ 市営住宅については、適切な維持管理による良質な住宅ストックの維持に努めます。

【市街地・住環境の整備方針】



## 2-3 都市施設の整備

### (1) 交通施設

#### ◇ 基本的な考え方 ◇

公共交通を介して都市核と地域拠点等が連携する、多極ネットワーク型の都市を実現するため、交通利便性の向上や交通ネットワークの形成を進めます。

安全で快適な市民生活を確保するため、幹線道路や生活道路等の整備を計画的に進めます。また、歩行者の安全性や景観、環境への配慮、市民参加の道づくりなど、人と環境にやさしい、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

鉄道やバス等の市民の足となる公共交通のサービスの充実や質の向上を図り、交通結節機能の強化に努めます。

#### ① 道路の整備

##### ア. 広域交通ネットワークの充実

- ・ 岡山自動車道、国道 180 号、国道 180 号総社バイパス、国道 429 号、国道 486 号及び(都)総社真備船穂線を県内外の都市と連絡する広域幹線道路として位置づけ、広域交通ネットワークの強化充実に努めます。
- ・ 自動車専用道路である中国横断自動車道岡山米子線について、全線の 4 車線化を要望していきます。
- ・ 関係機関と連携し国道 180 号総社バイパスの整備改良を推進します。

##### イ. 都市の骨格となる幹線道路網の整備

- ・ 都市間交通と市内交通との混雑を解消し、効率的な交通を確保するために、広域交通網と連携した地域道路体系の形成を図ります。
- ・ 県道については、関係機関と連携し、主要地方道上高末総社線バイパス、一般県道美袋井原線等の幹線道路の整備改良を推進します。
- ・ 都市計画道路については、都市の骨格となる幹線の整備を進めます。市街地東部における南北路線の強化を図るため、(都)刑部三須線の整備を進めます。また、(都)元町井手線の整備や(都)総社駅前線の整備事業の促進を図ります。
- ・ 整備済み区間も含め、災害時の延焼遮断帯や避難路といった機能のほか、ゆとりや景観に配慮しながら、人と車の安全かつ快適な移動空間の確保を図ります。
- ・ 幹線道路における電線類の地中化の推進による効率的な都市基盤の整備を検討します。

##### ウ. 良好な街区形成に資する生活道路の整備

- ・ 生活道路については、幅員 4.0m 以上で改良を図ることを基本として、計画的に整備を図ります。また、旧山陽道沿いの山手地区等の歴史的な街なみの保存が望まれる地区においては、地域の実情に応じた整備を進めます。
- ・ 生活道路の整備にあたっては、幹線道路との連携や良好な街区の形成、高齢者や障がい者に配慮しつつ、歩行者や自転車の安全対策の充実に努めるとともに、地域環境に配慮した‘ゆとりある道づくり’を進めます。また、沿道地域住民との協働により、愛着の持てる道づくりを進め、市民による維持管理活動の充実に努めます。

**エ. 市道等の計画的かつ効率的な維持・管理**

- ・ 市が管理する橋梁については「総社市道路橋梁長寿命化計画」、市道については「舗装の長寿命化計画」等に基づき、計画的かつ効率的な維持・管理に努めます。

**オ. 自転車道・自然歩道の充実**

- ・ 吉備路自転車道や吉備路自然歩道については、安全性の向上に向けた改善を検討するとともに、これらを活用して、市内に点在する観光・レクリエーション施設等を結ぶ自転車・歩行者ネットワークの形成を図ります。

**② 公共交通機関等の充実**

- ・ 公共交通を介して地域が連携する多極ネットワーク型の都市づくりの実現に向けて、市民の足となる公共交通のサービスの充実や質の向上を図ります。

**ア. 鉄道**

- ・ 鉄道駅は、多極ネットワーク型の都市において市外及び都市核、地域拠点間をつなぐ重要な交通ネットワークの結節点と位置づけ、関係機関と連携し、プラットフォームや階段など駅施設の安全性向上とバリアフリー化等を推進し、利用客の利便性向上と定着に向けた取り組みを図ります。
- ・ J R 吉備線の L R T 化について、沿線住民等市民や利用者のニーズを把握し、事業のあり方について検討します。
- ・ 井原鉄道井原線の利便性向上を図るため、関係機関と連携し、マイレール意識の高揚を図る取り組みを推進します。
- ・ J R 伯備線については、関係機関と連携し、山陽新幹線に乗り入れる軌道可変電車（フリーゲージトレイン）の導入に向け働きかけます。

**イ. バス**

- ・ 鉄道駅と市内各地をつなぐ基幹交通として、広域路線バスをはじめとするバス路線の維持や利用促進を図ります。

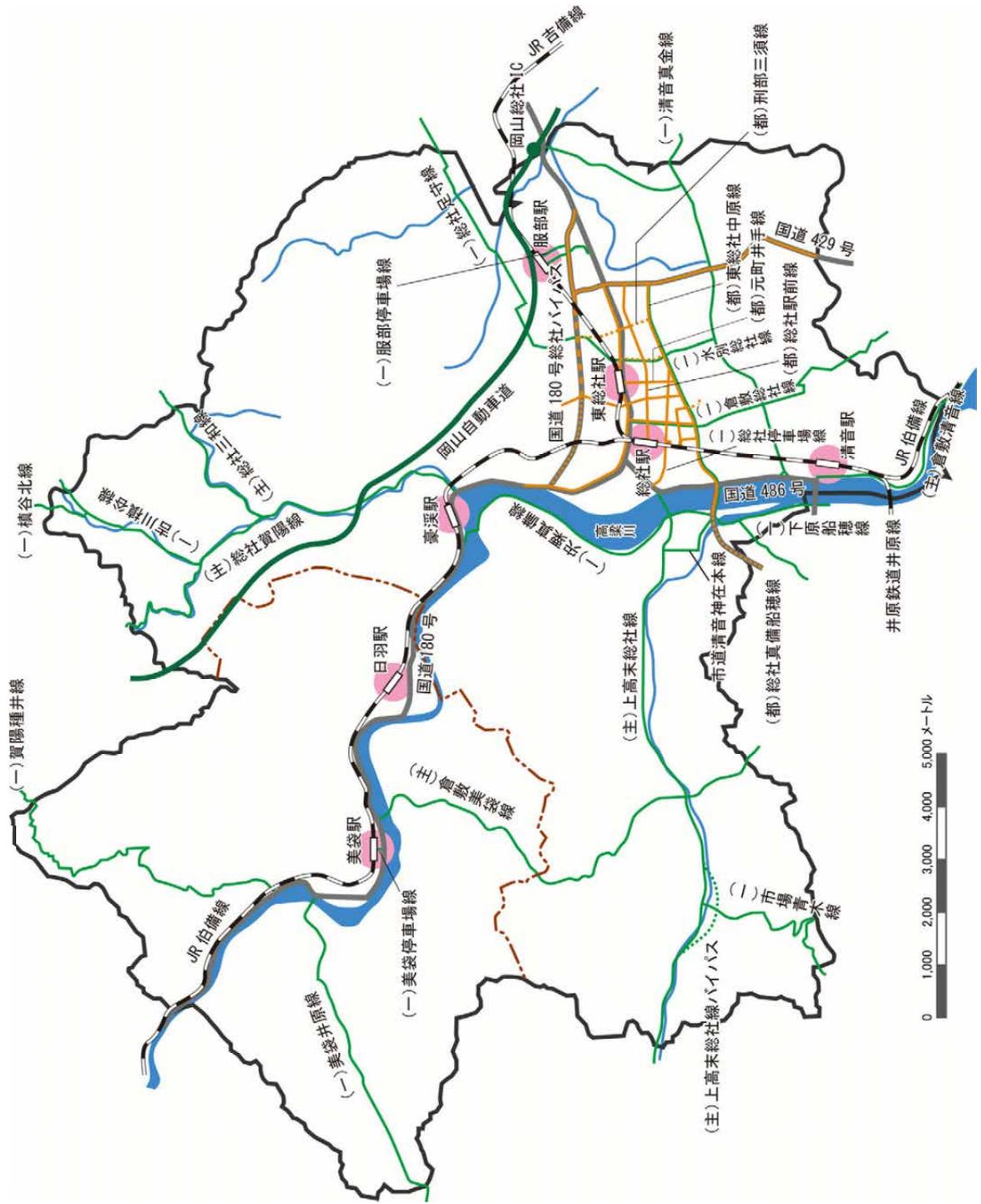
**ウ. その他の交通施設（駅前広場、駐輪・駐車場等）**

- ・ 将来の超高齢社会において、交通弱者の移動支援の必要性は一層高まることから、市民の身近な移動手段として、デマンド型\*の乗り合い方式による交通体系（デマンドタクシー（雪舟くん））を維持し利用促進を図ります。
- ・ 都市核及び地域拠点に位置する鉄道駅周辺の交通結節機能の向上を図ります。
- ・ J R 総社駅周辺では、パークアンドライド・サイクルアンドライド\*\*の普及に努めます。
- ・ J R 服部駅及び J R 清音駅では、パークアンドライド・サイクルアンドライドに対応する交通結節機能の充実を図り、利用促進に向けた啓発や情報提供等に努めます。
- ・ 自動車交通の混雑する市街地中心部においては、駐車需要を踏まえ、民間駐車場及び公的駐車場の誘導・集約化等による駐車場配置の適正化を検討し、中心部への自動車流入の抑制とともに、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

※デマンド型：予約型の運行形態の輸送サービス。正式には需要応答型交通システム（Demand Responsive Transport：DRT）と呼ばれている。

※パークアンドライド・サイクルアンドライド：駅やバス停まで自動車または自転車で行き、そこからバスや電車に乗る方式のこと。

【交通施設の整備方針】



## (2) 公園・緑地

### ◇ 基本的な考え方 ◇

身近な公園や広場の整備を計画的に進めるとともに、森林や河川・水路等の自然や歴史的文化的遺産を活用した特色ある公園・緑地の整備を進め、これらを結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ります。

市民の緑化意識の高揚を図り、市民とともに水とみどりのあふれるまちづくりを進めます。

### ① 公園等の整備と維持管理

#### ア. 身近な公園・緑地の整備

- ・ 都市公園等都市計画区域内における公園等については、計画的に整備を進めるとともに、土地区画整理事業等の市街地整備と併せて、身近な公園・緑地の確保に努めます。
- ・ 都市計画区域外の北部地域では、全市的な配置バランスを考慮して、公園・広場の整備を進めます。

#### イ. 特色ある公園・緑地の整備

- ・ 画聖雪舟の生誕地である赤浜地区において雪舟生誕地公園の整備を進めます。

#### ウ. 維持・管理

- ・ 既設の公園・広場については、老朽箇所の修繕を計画的に行い公園施設の長寿命化を図るとともに、市民ニーズに応じたリニューアル、防災機能の付加等を進め、市民の憩いの場として安心して利用できるように努めます。
- ・ 「都市公園移動等円滑化基準」に基づき、出入口や通路等の幅員や勾配の確保、トイレの改修など公園のバリアフリー化を推進します。
- ・ 遊具等の公園施設の定期的、専門的な点検・補修を実施するとともに長期的な施設修繕計画を策定し、実施します。
- ・ 自治組織等の地域住民による管理を基本とし、維持管理の効率化に努めます。

### ② 緑化の推進とネットワーク化

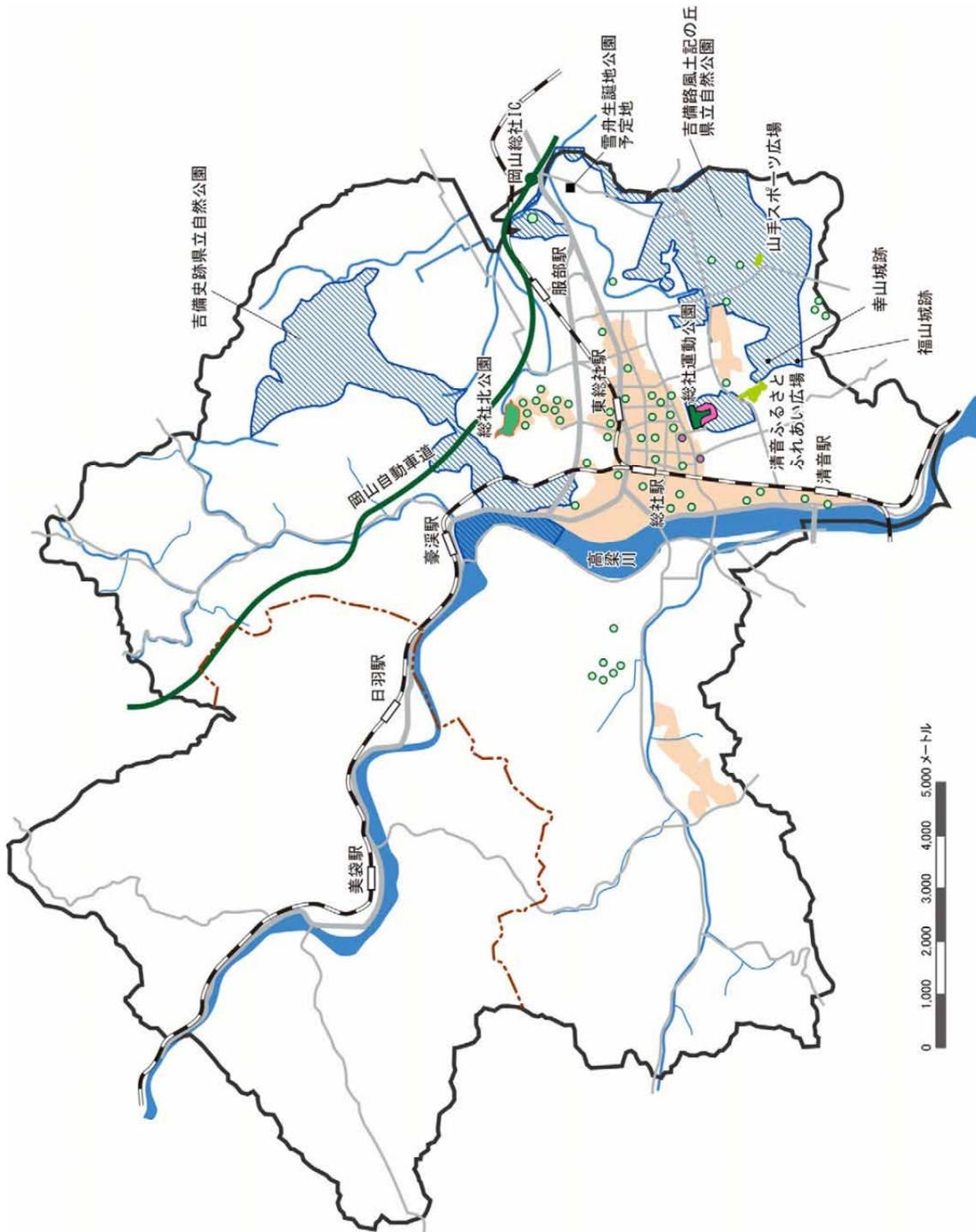
#### ア. 緑化の推進

- ・ 市民の緑化意識を高揚するための啓発を行うとともに、花いっぱい運動の拡充、緑の募金運動の交付金による学校や公園等への苗木の配布等により緑化を推進します。
- ・ 公共施設や街路等の緑化を進めるとともに、維持管理に努めます。
- ・ 市街地内では、地区計画や緑地協定等の制度を活用し、まちなかの緑の保全・創出により魅力的な生活環境を形成します。

## イ. ネットワーク化

- ・ 県立自然公園や歴史的文化的遺産等とも連携しながら、幹線道路、公園・緑地、緑道、河川、水路等を一体的に結び、「水と緑のネットワーク」の形成を目指します。また、丘陵地、河川、水路沿い等を活用し、自然歩道、緑道、自転車道等を整備します。
- ・ 幹線道路においては、街路樹等の植栽により緑豊かな街なみの形成を図ります。
- ・ 市南部の福山周辺においては、観光やレクリエーションの中心地となる福山城跡、幸山城跡等を周遊するハイキングコースの活用を図ります。

【公園・緑地の整備方針】



区分	凡例	項目
		総社市行政界
		都市計画区域境界
		市街地
		広場公園・総合公園 (整備済)
		運動公園 (整備済)
		運動公園 (未整備)
		地区公園 (整備済)
		近隣公園・街区公園 (整備済)
		近隣公園・街区公園 (事業中)
		県立自然公園
		高速自動車道
		主要道路 (水と緑のネットワーク)
		鉄道
		河川 (水と緑のネットワーク)

### (3) 下水道・河川

#### ◇ 基本的な考え方 ◇

安全で快適な生活環境の確保，高梁川，児島湖等の公共用水域や農業用水等の水質の保全，市街地への浸水の防除を図るため，今後の人口及び産業の動向や地域的，地形的な条件を踏まえつつ，下水道・排水施設の計画的，効率的な整備を進めます。

また，市民の協力のもと，水洗化の推進，浄化槽の普及，下水路の清掃活動の充実等を図ります。

高梁川をはじめとする河川や水路，ため池については，災害に対する安全性を高めるため，国，県とともに積極的に河川の改修，整備を進めるなど，総合的な治水対策を進めます。

また，自然生態系や景観に配慮した良好な河川環境の保全・復元や市民に愛される水辺空間の創出に努めます。

#### ① 公共下水道等の整備

##### ア. 公共下水道事業等の推進

- ・ 公共下水道事業については，当面の目標としては既成市街地の整備を図り，今後の人口及び産業の動向を勘案しつつ，必要に応じて処理区域の見直しを検討し，地域課題や土地利用に関する基本的な考え方を考慮しながら効率的な施設整備を行います。
- ・ 公共下水道事業（総社処理区）については，効果的な事業費の投資を行い，事業計画区域内の整備を計画的に進めます。
- ・ 既存の処理施設については，適切な維持管理により長寿命化を図るとともに，一定の年数を経た施設については改築診断を行い，年次的な整備計画を立て，改築更新します。
- ・ 下水道整備にあたっては環境負荷の低減，高度情報化社会に対応した下水道施設の有効利用及び下水道施設を活かした潤いある環境づくりなどについても検討していきます。
- ・ 中原川等の雨水渠については，計画的な整備を行い，浸水の防止，環境の改善に努めます。
- ・ 水洗化に際して環境面での効果について啓発を進め，水洗化の普及を促進します。

##### イ. 農業集落排水事業の計画的・効率的な推進

- ・ 農業集落排水事業について今後の整備にあたっては，地域の合意形成等に基づき，必要に応じた整備を進めます。

##### ウ. 浄化槽の普及

- ・ 公共下水道事業，農業集落排水事業の計画区域以外の地域では，計画的に浄化槽整備の促進を図ります。そのため，浄化槽の機能や補助制度についての啓発を行いません。

エ. 下水路等の整備

- ・ 雨水排水用として利用する下水路等については、市民参加のもとに清掃活動の充実を図るとともに、緊急性、投資効果等を検討し、必要に応じて順次整備します。

② 河川の整備

- ・ 総合的治水対策の一環として、危険箇所の多い河川や砂防指定区域内の河川について、監視体制の充実を図るとともに、危険度の高い河川を重点に改修を進めます。
- ・ 市街地周辺における冠水の解消を目的として、準用河川国府川、準用河川井手川の改修を引き続き進め、関係機関と連携し二級河川前川等の改修を推進します。
- ・ 老朽ため池の改修及び農業用排水路の改修を年次的に進めます。
- ・ 自然景観や生態系に配慮した工法の導入及び水質浄化対策の推進など、良好な河川環境の保全・創出に努めるとともに、自然とのふれあいの場としての河川空間の活用を進めます。



## (4) その他都市施設等

### ◇ 基本的な考え方 ◇

供給・処理施設，その他の都市施設については，既存施設の適切な維持管理や老朽化対策，改善・充実による有効活用と必要性に応じた計画的な整備を図ることにより，生活環境の向上に寄与し，暮らしを支える機能の拡充に努めます。

また，地域の特性や社会のニーズ等に対応した，人と環境にやさしい施設の充実を目指します。

### ① 供給・処理施設等

#### ア. 水道施設

- ・ 水道施設については，配水施設の整備・更新により強靱化を図り，老朽管の更新及び管路の耐震化により安定供給に努めます。また，自然環境等の変化に呼応して変化する飲料水の水質確保のため，浄化設備の整備を計画的に行い，「安全な水」の確保に努めます。
- ・ 水道事業，簡易水道事業の給水区域外となる山間部集落については，小規模区域給水施設設置のための補助金を交付し，施設整備を促進します。

#### イ. 処理施設

- ・ 一般廃棄物処理については，総社市一般廃棄物処理基本計画を踏まえつつ，新一般廃棄物最終処分場をはじめとする一般廃棄物処理施設の適切な維持管理に努めます。また，資源ごみの分別収集の徹底を図り，リサイクル促進施設の整備について検討します。
- ・ し尿処理施設（アクアセンター吉備路）について，総社広域環境施設組合による適切な維持管理に努めます。

### ② その他の施設の整備

#### ア. 墓地・斎場

- ・ 市営墓地については，既設墓地の適切な維持管理に努めるとともに，市民の需要に対応するため新規整備の必要性について検討します。
- ・ 斎場施設については，施設の改修とともに，適切な維持管理に努めます。

#### イ. 教育文化施設

- ・ 小・中学校については，ユニバーサルデザインの導入を計画的に進めるとともに，避難所としての機能確保も考慮しながら，校舎，体育館等の耐震補強工事などの整備を行います。また，ICT環境<sup>※</sup>や図書室の充実を図り，東西2箇所の学校給食共同調理場の移転・新設を進めます。

※ICT環境：教育の情報化を通じて教育の質の向上を図るために，学校教育に関連する様々な場面での情報端末やデジタルコンテンツ等の情報コミュニケーション技術（ICT）の活用をソフト・ハードの両面で効果的かつ円滑に進めていくこと。

- ・ 老朽化の進んだ総合文化センターは、計画的に改修を進め、拠点施設としての機能充実に努めます。また、公民館施設の改修及び設備の充実を図ります。
- ・ 古代吉備文化発信の拠点施設として新県立博物館の吉備路への誘致を実現するため、「県立博物館を誘致する会」を中心に誘致活動を進めます。
- ・ 本市の恵まれた歴史や文化を後世に伝え、市民文化の振興を図るため、歴史・民俗・芸術・産業等の資料を収蔵展示する総社市美術博物館の設置時期について検討します。

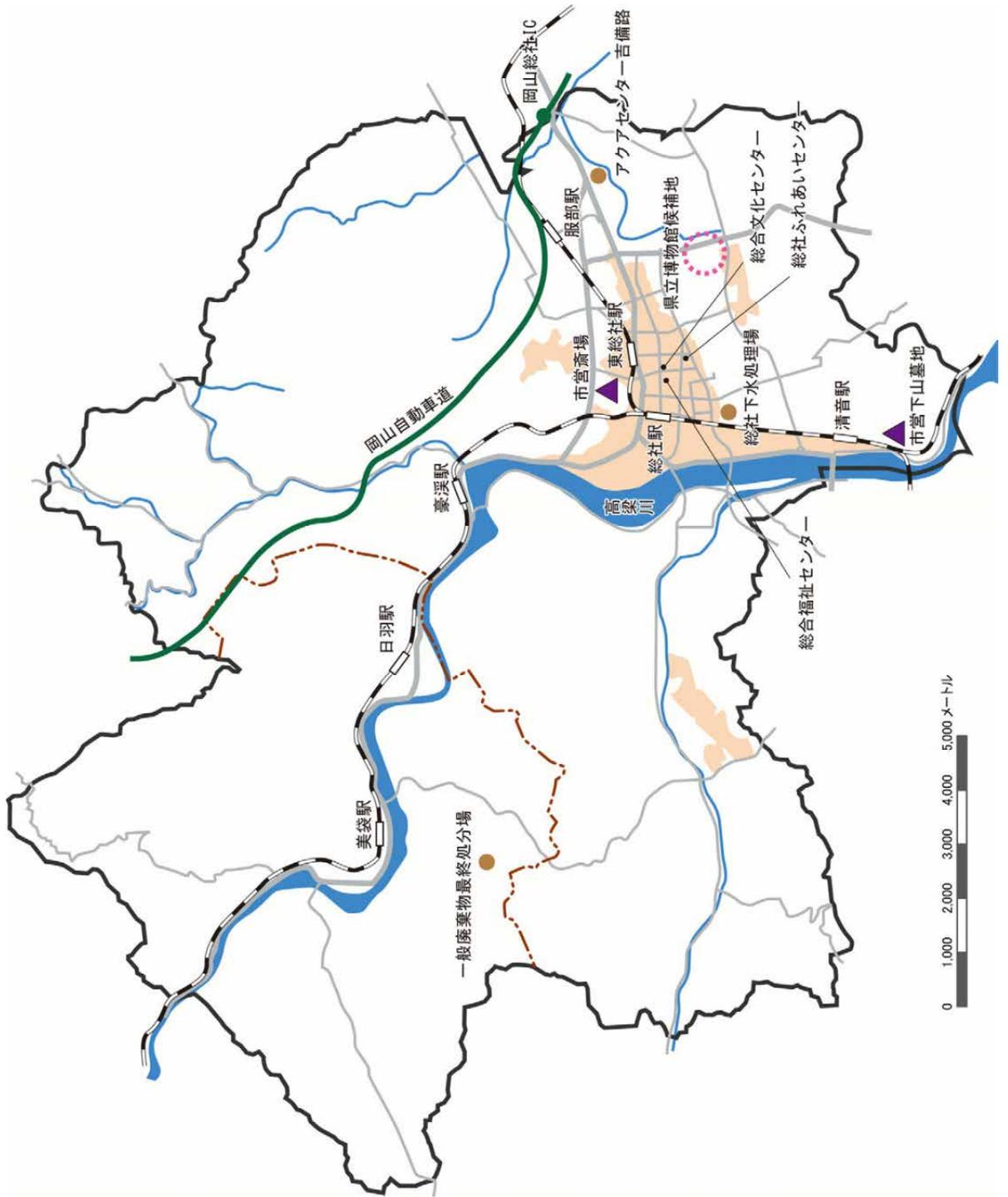
#### ウ. 医療・福祉施設

- ・ 健康増進と医療の充実を図るため、総合的な健康づくりに向けた基盤整備や夜間医療体制、救急医療体制等の整備に努めます。合わせて、第三次救急搬送体制の整備に努めます。
- ・ 地域福祉の拠点施設となる総合福祉センター、総社ふれあいセンター及び介護予防拠点施設等の充実や利用環境の向上を図るとともに、必要に応じて新たな福祉施設の整備を検討・支援します。
- ・ 超高齢社会における医療・介護需要への対応を見据えた、医療・福祉施設の配置や維持に関するあり方等について検討するとともに、特別養護老人ホーム等の介護保険施設や地域密着型サービス等の充実・支援を図ります。
- ・ また、若い世代の定住にも考慮し、保育所・放課後児童クラブ等の子育て支援施設の充実をはじめ、子育てしやすい住環境の整備についても検討します。

#### エ. その他

- ・ 将来の人口減少・超高齢社会に対応し、公共施設の集約化・再配置について検討するとともに、効率的な維持管理を進めます。
- ・ 高度情報基盤については、高速インターネットやCATVの全市的な普及を目指した整備を進め、地域間の格差の是正を図ります。
- ・ 観光地におけるトイレや休憩所・案内板（サイン）等の環境整備を図ります。

【その他都市施設の整備方針】



区分	凡例	項目
		総社市行政界
		都市計画区域界
		市街地
		供給・処理施設
		墓地・斎場
		県立博物館候補地
		高速自動車道
		主要道路
		鉄道
		河川

## 2-4 都市環境

### (1) 都市景観

#### ◇ 基本的な考え方 ◇

鬼ノ城，吉備路をはじめとする歴史的景観や，高梁川及び槇谷川，山間部の森林等の自然景観，平地部に広がる田園景観や里山景観は本市の貴重な景観資源です。これらの資源を市民の共有財産として守り育てていくとともに，地域特性に応じた良好な街なみ景観の形成を目指します。

このため，市民の景観に対する関心を高め，官民一体による取り組みの推進を図ります。

#### ① 景観行政の推進

- ・ 景観行政団体となることを目指すとともに，景観計画を策定し，これに基づく地域特性を活かしたまちづくりを進めます。
- ・ 市民にうおいを与える自然環境や古代吉備文化の薫る歴史的景観の保全意識を高めるための取り組みを展開し，多くの市民の参加を促します。
- ・ 景観づくりに対する市民の自主的な取り組みへの支援を行うとともに，建築協定や地区計画等，良好な景観誘導のための制度を活用しつつ，住民，事業者との協働による統一感のある街なみ形成を推進します。

#### ② 歴史的景観の保全・活用

- ・ 吉備路風土記の丘県立自然公園周辺，鬼ノ城周辺，三輪山・福山周辺，一丁ぐろ古墳群周辺は，本市を代表する歴史的景観を有しており，地域の実情に応じた適切な手法により環境，景観の保全を図ります。
- ・ 吉備路の歴史的景観を次世代に伝えるため，県や近隣市との連携を強化するとともに，開発行為や屋外広告物の掲出等に対する的確な指導・助言を市民の協力のもとに行います。
- ・ 旧山陽道沿いの格子戸や白壁等の町家風建物が並ぶ山手宿の街なみ景観や備中国分寺の五重塔をはじめとする歴史的建造物・遺構の保全を図るとともに，景観に配慮した建築物の誘導を進めます。
- ・ 備中国分寺周辺・福山の史跡保存及び整備・活用を図るなど，歴史的景観の保全に努めます。
- ・ 鬼ノ城周辺の北の吉備路では，地域の特性を取り入れた特色ある整備を行うとともに，鬼城山ビジターセンター及び歴史的文化的遺産等のネットワーク化のもと，自然環境と古代吉備の文化財が融合したフィールドミュージアム※としての活用を図ります。

※フィールドミュージアム：その土地の歴史・風土・文化そのものを博物館に見立て，地域全体が展示，活動の場となり住んでいる人と訪れた人が互いに地域の価値を発見していく仕組みや取り組みのこと。

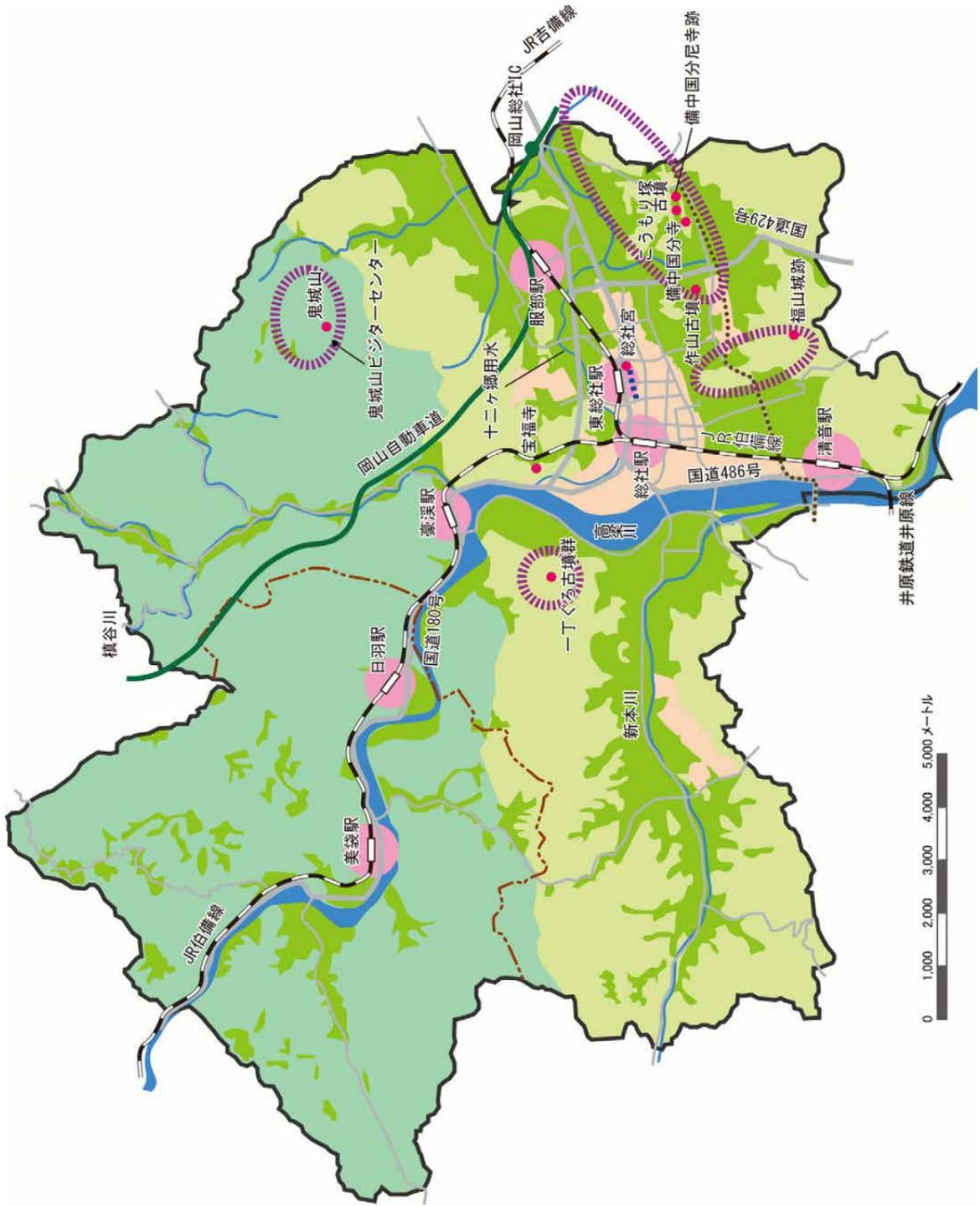
③ 市の顔，地域の玄関口となる景観づくり

- ・市街地中心部においては，本市を訪れる人々に美しく魅力ある都市を印象付けるため，駅前から市役所にかけて総社流デザインに統一した街路照明の整備や駅前周辺並びに幹線道路における電線類の地中化，屋外広告物等の規制・誘導を図ります。
- ・その他の各駅周辺においても，街並みと背景となる自然環境との調和に配慮するなど，地域の玄関口にふさわしい景観の形成を図ります。

④ 地域にふさわしい景観づくり

- ・高梁川，槇谷川や山間部の森林，丘陵等の自然景観，鬼ノ城や吉備路をはじめとする歴史的景観，十二ヶ郷用水周辺，新本川流域に広がる田園景観等，地域の特性に応じた特色ある景観の保全を図ります。
- ・市街地については，地区計画及び緑化協定，建築協定の導入等により，快適でうるおいのある都市景観の創出に努めます。
- ・総社宮の門前町等の商店街通りについて，地域に密着した魅力的な街並みの維持・向上に努めます
- ・市街地周辺地域については，里山の保全及びれんげ・菜の花・花しょうぶ等の景観作物の育成等，豊かな自然や田園景観と調和の取れた景観を保ちます。
- ・道路及び河川・水路等の整備では，自然のままに残す工法や景観に配慮したデザインの導入を推進します。
- ・市の花，市の木であるれんげ，もみじについて市民への普及・啓発に努め，これらを活かしたうるおいのあるまちづくりを進めます。

【都市景観の方針】



区分	凡例	項目
		総社市行政界
		都市計画区域境界
		歴史的景観
		駅前景観
		河川景観
		道路景観
		商店街の街並み
		旧山陽道
		市街地景観
		田園景観
		自然景観（丘陵）
		自然景観（山間）
		主な歴史的文化的遺産
		高速自動車道
		鉄道

## (2) 自然環境

### ◇ 基本的な考え方 ◇

丘陵、森林、水辺などの優れた自然環境を保全し、生物多様性の維持に努めるとともに、自然とのふれあいや環境学習の場として活用します。

計画的な土地利用の推進による自然環境の保全はもとより、自然環境の回復に向けた取り組みも含めて計画的に推進します。

また、自然環境の実態の把握や情報提供を行うとともに、市民参加による自然保護活動の拡充や市民意識の高揚に関する取り組みを積極的に進めます。

### ① 優れた自然環境の保全・活用

- ・ 吉備路風土記の丘、吉備史跡の両県立自然公園をはじめ、丘陵地に広がる緑の保全と活用を図ります。
- ・ 「高梁川下流域森林計画」「総社市森林整備計画」に基づき、森林の整備を進め、荒廃山林の復旧に努めるとともに、名勝豪渓をはじめとする多様な自然資源を活かした自然観察・レクリエーションの場として活用を図ります。
- ・ 山間部や丘陵部の道路整備については、地域の自然環境との共存・調和に配慮します。
- ・ 高梁川をはじめとする河川やため池等の水辺については、水質汚濁の防止、水質浄化等に努め、生きものの生息に適した水辺環境の創出を図るとともに、親水空間としての活用を図ります。
- ・ 里山や農地、社寺林等については、住民が身近に自然と接することのできる空間として、適切な保全・活用策を検討します。
- ・ 環境保全条例に基づき、恵まれた自然環境の中で、生物が生息できる環境を守るとともに、現状の生物種数を維持し、自然生態系の保全に努めます。
- ・ 市内全域の植物の実態調査とデータベース化を進め、自然保護に役立てるとともに、トキソウ、サギソウ、ハッチョウトンボ、スイゲンゼニタナゴ等希少生物の生育・生息地の保護に努めます。

### ② 市民の自然保護意識の高揚

- ・ ふるさと自然のみち、ヒイゴ池湿地を中心に、自然観察会等の自然とふれあう活動を充実し、自然環境保全についての市民意識の高揚を図るとともに、花いっぱい運動の推進等市民による自主的な自然保護活動との連携を図ります。
- ・ そうじゃ水辺の楽校、きよね水辺の楽校、井風呂谷川砂防公園、砂川公園、前川河川公園、ふるさと自然のみち等の既存施設の有効活用や森林の持つ多面的な機能を活かした自然とのふれあい、環境学習の実施等の市民の自然保護意識を高める機会の充実を図ります。



### (3) 都市環境

#### ◇ 基本的な考え方 ◇

深刻化する地球環境問題に対応するため、自然環境の保全、快適環境の創造に取り組むなど、環境への負荷の少ない持続発展可能な循環型都市づくりや低炭素型の都市・地域づくり、自然環境と調和し共生するまちづくりを目指します。

- ・ 環境基本条例に規定する環境基本計画に基づき、環境施策の総合的な展開を図るとともに、市と市民と事業者との協働により、省エネルギー、省資源、環境共生等に配慮した環境にやさしい都市づくりを進めます。
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）に基づく、「低炭素まちづくり計画」を検討し、都市機能の集約化による歩いて暮らせるまちづくりや、バス路線、LRTの整備検討等による公共交通機関の利用促進、再生可能エネルギーの推進等により、CO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組みます。
- ・ 新規開発事業における環境アセスメントを徹底するとともに、市内での開発や建築に際して、環境配慮の視点が重視されるよう啓発を進めます。
- ・ 道路、河川、水路等の公共施設の整備にあたっては、自然環境や景観に配慮した工法を採用し、自然と調和した工事を進めるように努めます。
- ・ 水質汚濁防止のため、公共下水道、浄化槽、農業集落排水施設の整備を推進し、生活排水の浄化を図るとともに、児島湖流域においては、水質浄化の啓発事業を推進します。
- ・ 公害防止組織の整備や公害防止協定締結企業の拡大に努め、環境負荷の低減、公害発生の予防に努めます。
- ・ 環境保全活動や環境美化に関する市民の自主的な活動を支援するとともに、学校教育、社会教育の場での環境教育を推進するなど、市民意識の向上に向けた啓発に努めます。

## 2-5 安全・安心な都市づくり

### (1) 災害に強い都市づくり

#### ◇ 基本的な考え方 ◇

地震や水害など過去の災害の教訓を活かし、災害に強い都市構造の確立や防災施設・設備の充実、地域防災システムの整備など、市民との協働により、都市基盤施設の強靱化や市民の防災意識の高揚に努め、災害時の被害が最小限に抑えられるような、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

#### ① 防災機能の強化

##### ア. 災害に強い都市構造の形成

- ・ 地震災害等に備え、住宅・都市分野，産業構造分野，交通・物流分野，老朽対策分野等の多分野との連携強化のもとハード・ソフト両面から都市基盤施設の強靱化に努めます。
- ・ 防災に配慮した土地利用への誘導，避難地や延焼遮断帯となる幹線道路，公園，緑地等の都市防災空間の整備に努め，災害に強い都市構造の形成を目指します。

##### イ. 市街地の整備，改善

- ・ 土地区画整理事業等による市街地整備の推進により，災害に強いまちづくりを進めます。
- ・ 道路が狭あい防災上の課題を持つ地区については，地域住民の参画と協働を図り，地区計画制度等の活用により，老朽建築物の建て替え・不燃化，狭あい道路の拡幅，ポケットパークの整備，避難施設の確保など，長期的な再整備を進めます。

##### ウ. 建築物の不燃化・耐震化

- ・ 市庁舎，学校等災害時の避難所となる施設や人々が多く集まる公共的建築物，避難地・避難路・緊急輸送路周辺の建築物等の耐震化・不燃化を促進します。
- ・ 防火地域及び準防火地域の指定に基づいた建物の不燃化及び民間既存建築物の耐震化を促進します。

#### ② 防災施設，ライフラインの整備

- ・ 防災施設の整備や避難場所となるオープンスペースの確保を図るとともに，災害発生時における安全な避難，迅速かつ円滑な緊急輸送が確保できるよう，耐震性貯水槽，備蓄倉庫，避難路や緊急輸送路の確保・整備を図ります。
- ・ ライフライン施設については，耐震化等安定性の向上を図ります。また，災害用資材の計画的な備蓄を図るとともに，災害時のライフラインの復旧や運輸体制について関係機関と協議して検討を進めます。
- ・ 防火水槽や消火栓については，計画的に整備を進めるとともに，耐震防火水槽の整備を進めます。

③ 風水害・土砂災害の防止等

- ・大雨や洪水等の自然災害を未然に防止するため、急傾斜地崩壊危険箇所における急傾斜地崩壊対策事業、土石流危険渓流における砂防堰堤の設置、山腹崩壊危険箇所における林地災害復旧事業・林地災害防止事業の実施など、治山、治水、砂防事業を地域住民の協力を得ながら積極的に推進します。
- ・幹線道路等において落石、堤防漏水等による被害が生じた場合は、管理主体と連携し、迅速な復旧に努めます。

④ 地域の防災力の強化

- ・地域防災計画の内容についての普及啓発、情報提供に努めることにより、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成等を図り、行政と地域が一体となった総合的な地域防災システムの確立を目指します。
- ・住宅用火災警報器の設置や防火・防災についての普及啓発活動を積極的に推進します。
- ・高梁川や新本川の洪水を想定して作成した洪水・土砂災害ハザードマップや地震ハザードマップ等を活用し、情報提供とともに内容の周知徹底を図ります。

⑤ 消防、救急体制の充実

- ・多様化する災害に対応するため、適切な施設の整備、改修を行い消防体制の充実を図ります。また、増加する救急需要に対応するため、医療機関との連携強化を図るとともに、救急資機材の整備に努めます。

## (2) 人にやさしい都市づくり

### ◇ 基本的な考え方 ◇

将来の人口減少・超高齢社会に対応し、暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、高齢者をはじめ障がい者や子供など、すべての人が積極的に社会参加や交流ができるよう、バリアフリー環境の整備や道路等の安全対策の推進を図ります。

#### ① ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー環境の整備

- ・平成24(2012)年3月に改定した「総社市障がい者計画」に基づいて、すべての人にとってやさしいまちづくりを進めます。
- ・歩道の設置や段差の解消など、人にやさしい道路整備を促進するとともに、公共交通機関、公園、不特定多数の人が利用する建築物についても、ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者をはじめ誰もが自由に社会参加できるまちづくりを進めます。

#### ② 道路等の安全対策の推進

- ・交通量の増加に対応した歩車分離施設等の道路整備とともに、カーブミラー、ガードレール等、交通安全施設の整備を進めます。
- ・高齢者の事故を防止するため、用水路への転落防止柵の整備等に努めます。
- ・通学通園時における歩行者、自転車利用者の保護のため、安全面に配慮した歩道や交差点の整備等に努めます。
- ・点字ブロックの設置や歩道段差の解消など、歩行空間のバリアフリー化を推進するとともに、関係機関と連携し横断歩道設置箇所における信号機を設置する等、誰もが安全に利用できる道路環境整備に努めます。
- ・犯罪を未然に防ぐため、自治会等と協力しながら防犯灯の設置を促進します。
- ・市民の交通安全意識や交通マナーの向上を図るための啓発を行うとともに、地域や関係機関と協力して総合的な交通安全対策を進めます。